



# 苫前町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

令和8年 月 日  
北海道 苫前町

# 目次

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| はじめに .....                           | - 1 -  |
| 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....  | - 2 -  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等 .....  | - 2 -  |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....    | - 2 -  |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....       | - 3 -  |
| 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....       | - 5 -  |
| 第4節 対策推進のための役割分担 .....               | - 8 -  |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点 .....       | - 10 - |
| 第1節 町行動計画における対策項目等 .....             | - 10 - |
| 第3章 町行動計画の実効性確保等 .....               | - 13 - |
| 第1節 町行動計画の実効性確保 .....                | - 13 - |
| 第2節 町行動計画等 .....                     | - 14 - |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ..... | - 15 - |
| 第1章 実施体制 .....                       | - 15 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 15 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 16 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 17 - |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....       | - 18 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 18 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 19 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 20 - |
| 第3章 まん延防止 .....                      | - 21 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 21 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 22 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 23 - |
| 第4章 ワクチン .....                       | - 24 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 24 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 27 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 29 - |
| 第5章 保健 .....                         | - 31 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 31 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 32 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 33 - |
| 第6章 物資 .....                         | - 34 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 34 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 35 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 36 - |
| 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保 .....          | - 37 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 37 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 38 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 39 - |

## はじめに

「苫前町新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものとして、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月策定）及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月策定）との整合性を図りながら、町民生活の安心安全を守るため平成26年8月に策定し、新型インフルエンザ等に関する取組を進めてきた。

令和2年1月28日に北海道内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以来、本町においても町民の生命及び健康が脅かされ、住民生活及び地域の経済活動は大きく影響を受けることとなった。

今般、国は、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に政府行動計画の抜本的な改定を行った。

また、北海道はこの政府行動計画を踏まえ、「北海道感染症予防計画」（令和6年3月策定）、「北海道医療計画」、「北海道における新たな感染症危機への対応の方向性」（令和5年12月）との整合性を図りながら北海道新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行った。

本町においても、新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、次なる感染症危機の到来に備えて「苫前町新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する。

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

---

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した際には、住民の生命や健康はもとより、住民生活や社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、長期的には、住民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏った場合は、医療提供体制のキャパシティを超える可能性があることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
  
- 2 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
  - ・住民生活及び社会経済の安定を確保する。
  - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。町の行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものとしている。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでを準備期・初動期・対応期の3期に分け、一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

北海道においては、国の基本的対処方針を受けて、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「道行動計画」という。）を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、町は北海道の政策決定を踏まえつつ、町の行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を講ずることとする。

### 特措法の対象となる新型インフルエンザ等

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ・ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

### 1 対策実施上の時期区分

#### （1）準備期の対応（国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまでの期間）

発生前の段階では、地域医療体制の整備やワクチン接種体制の確保、住民に対する啓発、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。

#### （2）初動期の対応（国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知してから、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの期間）

新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエン

ザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期の対応（基本的対処方針が実行された以降の期間）

対応期はさらに4つの時期に区分する。

① 国内や道内での発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期の対応

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

② 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期の対応

町は、国や北海道のほか、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

④ 特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期の対応

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに より特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

### 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

---

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国及び北海道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

#### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

##### (2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

##### (3) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするため、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

##### (4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

##### (5) 国や北海道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や北海道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

#### 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、町は、国及び北海道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い「住民の生命及び

健康の保護」と、「住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう」に対策を講ずる。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

北海道では、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本としており、町も必要な協力を行うこととする。

(2) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策にあたっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から住民に対して感染症や感染対策の基本的な情報を提供し、適切な判断や行動を促せるよう努める。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受ける傾向にある社会的弱者への配慮に留意する。

感染症危機にあたっては住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう北海道に要請する。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設において必要となる対応については、平時から検討を行い、有事に備えた準備を整える。

6 感染症危機下の災害対応

町は、国及び北海道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定したうえで、平時から防災備蓄等を進め、防災担当課と連携し避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有など、連携体制を整えることを進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び北海道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、必要に応じて公表する。

## 第4節 対策推進のための役割分担

---

### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努め、新型インフルエンザ等の発生時は、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2 北海道と町の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

北海道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、北海道や近隣市町村と緊密な連携を図る。

### 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、北海道との医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資などの確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、北海道からの要請に応じて、病床確保、発熱外

来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### 4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### 5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### 6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うように努めるなど、対策を講じる必要がある。

#### 7 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

### 第1節 町行動計画における対策項目等

---

#### 1 市町村行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

町は道行動計画に基づき、以下の7項目を、それぞれ準備期、初動期、対応期に分け、その考え方及び具体的な取組を記載する。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 住民生活及び社会経済の安定の確保

#### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

##### (1) 実施体制

感染症危機は、住民の生命及び健康や住民生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。このため、町は、政府対策本部及び道対策本部が設置された場合、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

組織体制及び対策本部班編成は、資料に記載する。

##### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、住民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、北海道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、住民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる事が重要である。

北海道においては、国から示される対策の切替えの判断指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を講じることから、町は、北海道が決定した措置に応じて、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。このため、町は、国及び北海道の指示に備え、町内医療機関等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

### (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。このため、町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたって、北海道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、町は、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進を講じることが重要である。

### (7) 住民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動にも大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、国や北海道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。事業者や住民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情にも留意しながら適切な支援を検討する。

### 3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の（１）から（３）までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

#### （１）人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

また、地域の医療機関等においても、町をはじめ、国や北海道及び関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

#### （２）国、北海道及び町の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、北海道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした、多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、町は、国や北海道との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は北海道と町との連携、保健所との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

#### （３）DXの推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

## 第3章 町行動計画の実効性確保等

### 第1節 町行動計画の実効性確保

---

#### 1 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、町の行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

#### 2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要であり、町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

#### 3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしている。

また、国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、町においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に、政府行動計画等が見直されることから、町の行動計画についても必要な見直しを行う。

## 第2節 町行動計画等

---

政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえて、町での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、町においても行動計画の見直しを行う。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

---

##### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、苫前町新型インフルエンザ等対策本部条例第4条に基づき設置する対策本部内の各班の業務と、有事においても維持すべき業務について協議・検討し、相互協力体制を構築する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師などの専門人材等の養成等を行う。

##### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町は、国及び地方公共団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、国及び地方公共団体等と新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府対策本部が設置され、直ちに北海道が道対策本部を設置した場合において、町は必要に応じて、対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、北海道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は北海道に対して応援を求める。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### 3-2. 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### 3-3. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民への情報提供・共有

##### 1-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等に認知・信頼されるよう努めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

##### 1-1-2. 北海道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。

また、新型インフルエンザ等の患者などの健康観察及び生活支援に関しては、北海道からの要請を受け必要な協力を行う。

##### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等の相談窓口を設置する準備を進める。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 情報提供・共有について

#### 2-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 2-1-2. 北海道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。

また、新型インフルエンザ等の患者などの健康観察及び生活支援に関しては、北海道からの要請を受け必要な協力を行う。

### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等の相談窓口を設置する。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 情報提供・共有について

##### 3-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### 3-1-2. 北海道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、初動期に引き続き、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。

また、新型インフルエンザ等の患者などの健康観察及び生活支援に関しては、北海道からの要請を受け必要な協力を行う。

#### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等の相談窓口を継続する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、町は、平時から北海道及び医療関係と連携を図る。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

---

町は、北海道が行う患者や濃厚接触者以外の住民に行う外出等に係る要請、基本的な感染対策に係る要請、事業者や学校等に対する営業時間の変更や休業要請、まん延の防止のための措置の要請等に対し、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう医療機関と協力し準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

| 【準備品】  | 【医師・看護師用物品】  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>・ 血圧計等<br>・ 静脈路確保用品<br>・ 輸液セット<br>・ 生理食塩水<br>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、<br>抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド<br>剤等の薬液 | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト  |
|  | 【文房具類】   |
|  | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ  |
|  | 【会場設営物品】   |
|  | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

#### 1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時、事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平時から地域の医師会等関係者との協力関係を構築する。

#### 1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。このため、町は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

#### 1-3-3. 住民接種

町は、平時から以下の①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 町は、円滑な接種の実施のため、住民が町外の地方公共団体においても接種が可能となるよう取組を進める。
- ③ 町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### 1-4. 情報提供・共有

#### 1-4-1. 住民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

#### 1-4-2. 町における対応

町は、北海道の支援を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、医師会等関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

#### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町の衛生部局は、予防接種施策の推進にあたり、連携・協力が重要である医療関係者及び町の労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局、教育委員会等との関係強化に努める。

### 1-5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシ

システム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院するなどのミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制の構築を行う。

### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-3. 接種体制

#### 2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。

#### 2-3-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保・配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター等の相談窓口、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、医師・看護師等が公的施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者や障がい者の社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び北海道の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用し

た接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。

また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤などの薬液等が必要であることから、あらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定にあたっては、進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。

また、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう、広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績などを踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

### 3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

#### 3-2-1. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 3-2-2. 住民接種

##### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ③ 発熱等の症状を呈しているなどの予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起することなどにより、町は、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- ⑤ 町は、高齢者や障がい者の社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局、地域の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

##### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町は、接種会場等の情報について、町ホームページで周知するほか、国によって情報基盤が整備された以降は電子的な接種勧奨を検討する。電子的に情報を得ることが困難な方に対

しては、広報誌への掲載など、紙での周知を実施し接種機会を逸することのないよう対応する。

#### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者や障がい者の社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4. 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、結果に基づき給付が行われる。特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町が給付を行う。
- ② 住民接種において、町民が町外で接種した場合、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、町において行う。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談など、対応を適切に行う。

#### 3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き、定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 留萌保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や、宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から留萌保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 有事体制への移行準備

町は、留萌保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、北海道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 有事体制への移行

町は、留萌保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、北海道からの要請を受けて必要な協力を行う。

#### 3-2. 主な対応業務の実施

##### 3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、北海道からの要請を受けて、北海道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ② 町は、北海道からの要請を受けて、北海道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行う。

##### 3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、北海道と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの対策等について、住民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。情報提供にあたっては、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、北海道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具について必要な備蓄を進める。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くよう留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、北海道と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

#### 1-5. 火葬体制の構築

町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について、把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 遺体の火葬・安置

町は、北海道を通じて、国から遺体の火葬の要請を受けた際、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

#### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国及び北海道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、国及び北海道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、国及び北海道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰及び供給不足が生じ又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務、又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰、又は供給不足が生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

#### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、北海道を通じて、国から遺体の火葬の要請を受けた際、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している

場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ③ 町は、死亡者が増加し、北海道を通じて、国から火葬の要請を受けた際、火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、北海道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

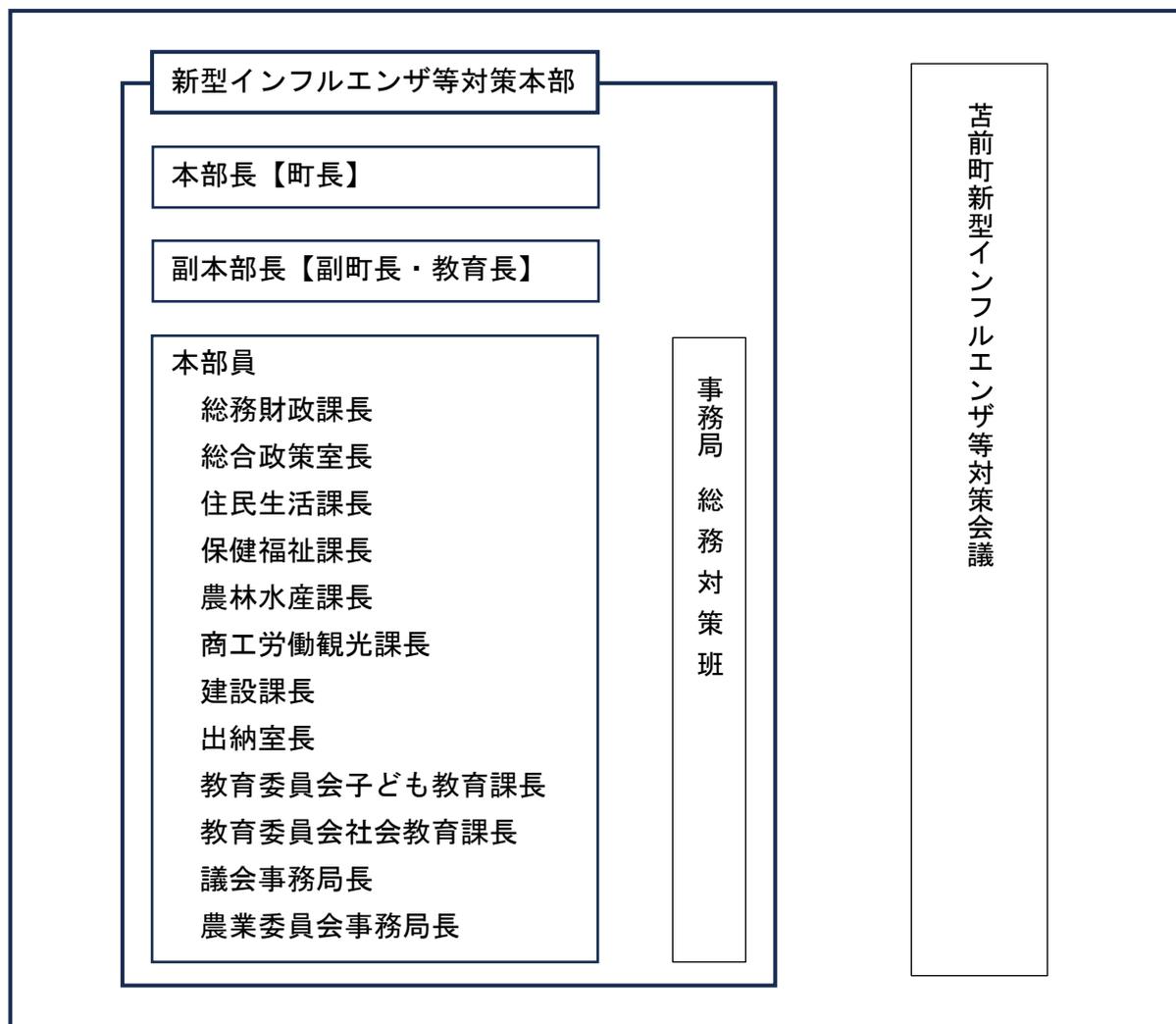
水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

#### 3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、北海道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。

資料 1 苫前町新型インフルエンザ等対策本部組織図

苫前町新型インフルエンザ等対策本部条例第 2 条に基づく対策本部組織



資料 2 対策本部班編成

苫前町新型インフルエンザ等対策本部条例第4条に基づき、対策本部内に次のように班を置き、新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施します。

| 担当部局                                 | 業務内容  |
|--------------------------------------|---|
| 各課等共通<br>(全課等)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の町内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策下における各課の継続的かつ安定的遂行のための体制構築に関すること</li> <li>・ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること</li> <li>・ 関係機関との連絡、調整に関すること</li> <li>・ 他課等の応援に関すること</li> <li>・ 所管施設の運営管理、閉鎖などの措置に関すること</li> <li>・ 所管施設、団体の感染防止に関すること</li> <li>・ 所管施設の消毒などに関すること</li> <li>・ 行事及び民間事業などの自粛要請に関すること</li> <li>・ 多数が集まるイベントなどの自粛要請に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等流行時における公共施設の使用に関すること</li> <li>・ その他、新型インフルエンザ等対策本部の決定事項に関すること</li> </ul>   |
| 総務対策班<br>(総務財政課)<br>(出納室)<br>(議会事務局) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道対策本部との連携に関すること</li> <li>・ 対策本部、対策会議の運営に関すること</li> <li>・ 議会との連絡調整に関すること</li> <li>・ 情報の収集に関すること</li> <li>・ 報道機関との連絡・調整に関すること</li> <li>・ 町民への情報提供に関すること</li> <li>・ 北海道、他市町村、警察署、関係機関などとの連絡に関すること・災害用非常食の備蓄と提供に関すること</li> <li>・ 電気、ガスなどのライフラインの供給保持などの連絡、調整に関すること</li> <li>・ 職員のサービス、出勤状況の把握に関すること</li> <li>・ 職員の研修の実施に関すること</li> <li>・ 町民の要望などの連絡に関すること</li> <li>・ 相談体制の編成、町民相談窓口の開設及び町民相談対応に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策関係予算などの財務に関すること</li> <li>・ 庁舎などの警備及び管理に関すること</li> <li>・ 庁舎内の感染予防対策に関すること</li> <li>・ 各対策班への支援に関すること</li> </ul> |
| 民生対策班<br>(住民生活課)<br>(保健福祉課)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡届受理事務と対策本部との連携に関すること</li> <li>・ 遺体の安置及び火葬に関すること</li> <li>・ 感染性廃棄物の処理に関すること</li> <li>・ 警察署との連絡、調整に関すること</li> <li>・ 情報の収集に関すること</li> <li>・ 北海道、市町村、保健所、各医療機関、医師会等との連絡調整に関</li> </ul>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・健康相談など相談窓口に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ対策に必要な物資、資機材の準備に関するこ<br/>と</li> <li>・防護服などの備蓄に関すること</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の提供要請、予防内服などに関する<br/>こと</li> <li>・プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン予防接種に関<br/>すること</li> <li>・予防接種を行う会場の確保に関すること</li> <li>・所管施設入所者及び利用者の罹患状況の把握に関すること</li> <li>・在宅援護者（高齢者・障がい者など）の支援に関すること</li> <li>・在宅援護者（透析患者など）の通院に関すること</li> </ul> |
| <p>産業対策班<br/>（総合政策室）<br/>（商工労働観光課）<br/>（農林水産課）<br/>（建設課）<br/>（農委事務局）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水の安定供給に関すること</li> <li>・水道関係情報の収集及び記録に関すること</li> <li>・取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関すること</li> <li>・原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関すること</li> <li>・交通機能の維持・確保に関すること</li> <li>・商工会、小売業団体などに対する生活必需品の安定供給の要請に<br/>関すること</li> <li>・民間企業などへの就業制限要請に関すること</li> <li>・動物（家きん・家畜など）の不審死への対応に関すること</li> <li>・観光客への感染防止のため事業者との連絡調整に関すること</li> </ul>                                |
| <p>教育対策班<br/>（子ども教育課）<br/>（社会教育課）</p>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する学校、認定こども園の感染防止対策に関すること</li> <li>・児童、生徒、園児の罹患状況の把握及び関係機関への報告に関す<br/>ること</li> <li>・感染が疑われる症状がある児童、生徒、園児に対する登校、登園の<br/>停止と受診の指導に関すること</li> <li>・所管する学校、認定こども園、社会教育関係施設等の臨時休業及び<br/>臨時休業中の対応に関すること</li> <li>・学童保育の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること</li> </ul>   |